

建設水道常任委員会

平成22年9月10日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

| | | |
|--------|-------|-------|
| ◎浦野 圭司 | ○紀 良治 | 中川 靖広 |
| 辻 善次 | 木澤 正男 | 木田 守彦 |
| 中西 議長 | | |

2. 理事者出席者

| | | | |
|-------------|-------|-----------|-------|
| 町 長 | 小城 利重 | 副 町 長 | 池田 善紀 |
| 総 務 部 長 | 清水 建也 | 都市建設部長 | 藤川 岳志 |
| 建 設 課 長 | 今西 弘至 | 同 課 長 補 佐 | 角井 敏文 |
| 観 光 産 業 課 長 | 川端 伸和 | 同 課 長 補 佐 | 関口 修 |
| 都市整備課長 | 加藤 保幸 | 都市整備課参事 | 井上 貴至 |
| 同 課 長 補 佐 | 井上 究 | 上下水道部長 | 谷口 裕司 |
| 上 水 道 課 長 | 清水 孝悦 | 同 課 長 補 佐 | 上埜 幸弘 |
| 下 水 道 課 長 | 上田 俊雄 | 同 課 長 補 佐 | 井戸西 豊 |

3. 会議の書記

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 藤原 伸宏 | 同 係 長 | 安藤 容子 |
|--------|-------|-------|-------|

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 紀委員、中川委員

委員長

皆さんおはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

町長

おはようございます。委員皆さんには早朝からご出席いただきましてありがとうございます。特に8月30日の本会議から付託されています、付託議案の関係等について、陳情第4号、陳情第5号、2つがございます。この関係等については説明をいただいて、そういうご意見等の関係等についてご審議いただきたいと思います。継続審査の関係につきましては、都市基盤整備事業に関する事。まず公共下水道事業に関する事について、あるいは都市計画道路の整備促進に関する事、あるいはJR法隆寺駅周辺整備事業に関する事についてということでございます。これも担当から詳しく説明をさせます。あと、各課報告事項は上下水道料金システムの更新についてということで、この関係等について説明をさせていただきたいと思います。あるいは景観計画策定、あるいは町営住宅の入居者、こないだ指摘いただいた関係等についての募集状況について、あるいは浸水対策、8月10日、あるいは8月27日について浸水が起きました関係等について、その検討会議の設置ということで、あとから詳しく担当から説明させます。

特に今、皆さん方からいろいろとご心配いただいています、JR法隆寺駅の駅前交番建築の関係等につきましてはですね、今現在6月中に設計業者を決定されて、今現在設計をやっておられます。9月中に設計の取りまとめをされましてですね、11月に建築工事に着手するといつて、来年の3月に完成するということで、特に駅前の駐在所等についてはですね、土地の借地料がいただいていたわけですが、県にも要望してですね、できるだけ土地代ぐらいはせめていただきたいというこ

とを申し上げますと、だいたい概ね土地の確定はされませんが、賃貸料として年間75万円ぐらいを町に渡すという話をされております。この11月から建築にかかるなか、11月から来年3月分は間の賃料をいただくということで現在交渉をしております。一応、そういう経過です。

それと、以前中川委員から言われてました、このiセンターの2階の西川棟梁の関係等について、先だって工事が完了してですね、今現在は稼働をいたしております。非常に議員皆様には、特に建設水道常任委員の皆様には大変ご心配を掛けておりましたけども、修理でうまくいって、一応50万の支払いということで、これも当然、県のほうにもご要望してですね、できるだけそういう点についても県に出していただけるのか、出していないのかわからないけども、とにかくそういうご要望をしてですね、現在交渉をしております。iセンター等の2階の関係等については、復旧をして現状そのまま使っておりますので、そのことについても委員の皆様方にたいへんご心配を掛けましたことを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、辻委員、木澤委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。(1)陳情第4号、米価の大暴落に歯止めをかけるための要望についてを議題といたします。

この陳情書については、事前に担当課から資料提供もいただき、皆さんすでに目を通していただいているとは思いますが、まず、議会事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、まず陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表朗読)

議会事務局長 内容につきましては別紙でございます。朗読につきましては省略をさせていただきますが、米の需給を引き締めて価格を安定・回復させるために政府が年産にかかわらず40万トン程度の過剰米を買い入れを緊急に行うこと、そして米価の下落対策を直ちに講ずること、この2点につきまして、政府関係機関に提出をしていただくことを要望されているものでございます。なお陳情者から提出を受けました意見書案につきましては、その裏面に添付をさせていただいております。以上簡単ですが、ご説明とさせていただきます。

委員長 それでは、委員みなさんに、ご意見をお聞きしたいと思います。
木澤委員。

木澤委員 今回この陳情が出されて、私もちょっと農業関係というのは非常に弱いところもありまして、この米価下落している状況なんかの影響については、ちょっと町内についてどんな影響があるのかということもお尋ねをしたいと思うんですけども。町内の農家さんでですね、この米が下落している状況の中で平均して1軒当たりですね、どれぐらいの影響があるのか、金額的にはどうでしょうかね。

観光産業課長 農家1戸あたりどれぐらい影響があるかということですが、まだ正式な価格等は決まってません。そういうことですので、まず例を挙げまして、奈良県農協の示しました仮渡し金の買い取り価格で見ますと、前年が斑鳩町では「ひのひかり」を植えておりますんで、1万2千円の仮渡し単価でしたが、今年は1万500円という形で仮渡し単価は出てますんで、その差額1,500円、これ1本当たり60キロですんで、1反当たり約8.8本になりますんで、1万円前後の下落という形に見られるということになります。これはあくまでも仮渡しですんで、最終的には精算されて追加される場合もありますんで、そういう状況です。

木澤委員 今おっしゃったように、仮渡しの金額ではありますけども、今の段階ではやっぱり米の下落について影響があって、町内の農家さんからそういうのをくい止める対策をしてほしいという声もありますんで、私としては意見書の内容について調整は許されるのかなと思うんですけども、基本的には採択していくべきかなというふうに考えています。

委員長 できれば他の委員さんもお意見ちょうだいしたいと思うんですが、いかがですか。 紀委員。

紀委員 私この40トン買い上げですけども、先にもらった資料を見ましても、年々下落している状況でありまして、生産過剰がずっと続くと思うんですよ。ですから40万トン買い上げしていただいても、一時しのぎみたいな形になるんじゃないかと、下落は一応阻止できるやろうけどもという感覚を持っております。抜本的に政府のほうへもっと飼料米とか米粉米とかの生産調整をしながら見直しをしてもらうという部分を付け加えた上での陳情という形にしてもらいたいと思いますけどね。

委員長 採択の方向で。

紀委員 採択の方向でいきたいと思います。

委員長 他どうですか。 暫時休憩します。

(午前9時9分 休憩)

(午前9時9分 再開)

委員長 再開します。お諮りいたします。本陳情書について委員皆様のご意見をお聞きする中では、本陳情書については当委員会として採択するということにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、陳情第4号については、採択とすべきものと決しました。

これについては、国への意見書提出を求めるということになっておりますが、意見書の作成について、また、提案の方法について、委員みなさんに、ご意見をお聞きしたいと思います。 暫時休憩します。

(午前9時10分 休憩)

(午前9時16分 再開)

委員長

再開いたします。

この意見書の文章を一部訂正というふうに皆さんおっしゃっておりますので、その点につきましてご意見承りたいと思いますが。 紀委員。

紀委員

一応、一時的な40万トンという文章はそのままで結構でございますので、最後の3番として、政府に抜本的な農業政策の見直しも進めほしいという一文を付け加えてもらえたらいいかなと思います。

委員長

皆さんそれでよろしいですか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。それでは、意見書を今おっしゃっていただきました内容を付け加えまして、国への提出にしたいと思います。

陳情第4号につきましては、これで終わっておきます。

次に、(2) 陳情第5号、免税軽油制度の継続を求める要望についてを議題といたします。この陳情書については、皆さんすでに目を通していただいているとは思いますが、まず、議会事務局長の説明を求めます。

藤原議会事務局長。

議会事務
局長 　　まず、陳情文書表を朗読いたします。

（ 陳情文書表朗読 ）

議会事務
局長 　　内容につきましては、次のページに要旨を添付しております。
免税軽油の制度を継続することにつきまして、政府関係機関に意見書の
提出を要望されているものでございます。なお陳情者から提出をされまし
た意見書案を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

委員長 　　それでは、委員みなさんに、ご意見をお聞きしたいと思います。
中川委員。

中川委員 　　これ担当課の職員さんおられませんかねんけど、税の面の担当の方おられ
ませんかねんけど、町長やったら詳しく知ってるかと思えますねんけど。こ
れ2012年、平成24年の末で廃止されるというのは自民党の政権下で
あったのか、これ今の民主党の政権下で決定されたことなのか、誰か知っ
ておられる方おられたら教えていただきたいのですが。今の民主党でこれ
がそのままそういう決定されているのか、いや、国としては継続してい
かないかと、また考え方が変わっているのか、そこらどうなんかな。今の
政権でも、副町長知ってはったら。

観光産業
課長 　　この免税制度につきましては、もともとこの軽油引取税の免税です
ねんけど、これは地方税の一部で、目的課税となっております。道路財源に
使うという目的課税になっておりますねんけど。これがなぜ24年3月31
日までということですねんけど、平成22年度の税制改正によって軽油引
取税が目的税から普通税に移行されたということになります。現在、地方
税で規定されていた課税の免除については、地方税法則第12条の2の4
号各号によって、平成24年3月31日までの特例措置となっております
んで、これが普通税にかわったということで、軽油免税する理由がなくな

るということです。この目的課税で道路財源にあてるということですので、これは免税措置となっているのは、道路を使わない農作業、漁船とか、そういうものに対するの免税措置ですので、これが普通税にかわりますとそういう目的がなくなるというだというふうに思っております。

委員長 それは自民党の時に発案がでて、どの政権の時に税制がぱっと変わったんでしょうかね。

観光産業
課長 21年度の税制改正ですんで、たぶん自民党政権下かと思います。

中川委員 今も、民主党も同じ方向で進んでるのかな。

観光産業
課長 これに関しては変更等はありませんので、改正等はありませんので、そのまま進んでいるということになります。

委員長 よろしいか。 木澤委員。

木澤委員 こちらのほうについても町内の影響について確認をしておきたいと思うんですけども、例年軽油の免税の申請をされている農家の方ですね、その軒数は何軒あって、今回もし3月末でこれが廃止されてしまうと、これまで免税されてきた、金額的に1軒あたりどれぐらい影響があるのか確認しておきたいと思います。

観光産業
課長 斑鳩町の農家で、課税免税を受けられている農家ですねんけど、毎年かわりますけれども、約20数戸受けられているということになります。それで、斑鳩町で課税免税を申請する農家は約80アールから100アール程度の耕作面積の方が大半ということになります。一応80アールから100アールということで、税務署のほうへ確認しますと、だいたい80アールで4,108円程度、100アールでは5,136円の免税という形になります。使った分だけ全部免税措置になるのじゃなくて、一定の数量、

税務署は基準を決めていますので、それ具体的には聞いてませんが、その数量だけ免税措置するという形になります。

委員長 町内ではどれぐらいの影響というか、ありますか。

観光産業
課長 町内では約20数戸の方ですんで、額にしたら最大でも6千円から7千円の免税だけですんで、今現在1リッター当たり32.1円が税金になりますんで、その分が免除されるということですから、金額的にはかなり少ないですねんけど、やっぱり農作業の経費節減にはなっていると思います。

木澤委員 課長この額として少ないというふうにおっしゃいましたけども、やっぱりなかなか農業してても採算が取れないという中で、やっぱりちょっとでもこうしたかかる経費については、少なくしていきたいということについてはやっぱり、今なくなってしまうのが、果たして農家の皆さんにとっての、軽油の免税については農家の皆さんだけじゃないですけども、特に斑鳩町では影響が大きいでしょうし、そのへんについては継続を求めるといふことで、この陳情については採択をして、国に意見書をあげていくべきかなと私は思います。

委員長 できれば他の委員さんの意見もお聞きしたいんですけども。他ございますか。 辻委員。

辻委員 私もこれは農家の方、若干、5,6千円でありますけども、やはり経費面で農家も苦しいんで、そのへん継続してする方向で。

委員長 他ございますか。

(な し)

委員長 暫時休憩します。

(午前9時25分 休憩)

(午前9時25分 再開)

委員長

再開します。

お諮りいたします。本陳情書について、委員皆さんのご意見をお聞きする中では、当委員会として、採択とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、陳情第5号については、採択すべきものと決しました。

これにつきましては、国への意見書提出を求めるということになっておりますが、意見書の作成について、また提案の方法などについて、委員皆さんに、再度ご意見をお聞きしたいと思っております。提出されております意見書の内容どおりでよろしいですかね。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。それでは、委員皆さんにご意見をお聞きしたなかでは、意見書案と同様に、意見書を提出してはどうかということがございますので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。それでは、意見書の素案を皆さんのお手元にお配りしております素案どおり国へ提出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に2. 継続審査であります都市基盤整備事業に関することについて審査することといたします。

初めに、①公共下水道事業について、理事者の報告を求めます。
上田下水道課長。

下水道課長 それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。最初に、工事の進捗状況でございますが、事前委員会でご報告いたしました状況から大きく変化ははございません。

各路線工期内の完成に向けて工事を進めているところでございます。つづきまして、公共下水道接続申請状況でございます。資料1をご覧くださいいただけますでしょうか。平成22年8月末現在の状況でございます。

事前委員会でご報告いたしました7月末より新たに23件の申請を受付け、平成22年度に109件の申請をいただいているところでございます。現在、申請受付け総数は2,132件となり、利用世帯総数が2,421世帯にふえているところでございます。また接続率につきましては、8月10日に小吉田地区の一部で14件を供用開始いたしましたことから、59.7%となっております。

なお、融資あっせん利用総数は34件、浄化槽雨水貯留施設転用申請総数は27件と、前回の委員会と変わっておりません。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 今、報告の中で小吉田地区で14件申請をしたと報告もありましたけども、新しく供用開始をしたところじゃなくて、すでに以前に供用開始をしたところなんかの接続状況、今回20数件ですかね、その中で見るとどうなっているのでしょうか。

下水道課長 人数につきましては、前回の委員会から。すいません、ちょっと整理させていただきます。報告させていただきたいと思います。

木澤委員 別にそんな細かい数字を聞こうと思ったんじゃないし、すでに供用開始をされている部分についていろいろ啓発もしていただいていると思いますけども、以前にこれまで供用開始をしている地域についての接続状況についておたずねをしておきたかったんで、細かい数字についてはいいです。

下水道課長 今まで供用開始いたしました個別の接続率でございますが、平成16年度から供用開始しているわけでございますが、16年度の区域につきましては約65%、そして平成17年度に供用している区域につきましては約64%、以下平成18年で69%、平成19年が34%、平成20年が54%、平成21年度で今のところ26%ぐらいの接続率になっている状況でございます。

木澤委員 数字を聞くと供用開始をしたころから順調に進んでいるのかなというふうに思います。また決算審査特別委員会の中でも現在トータル数として2千数件ですかね、の接続数があるというふうにお聞きをしておりますけども。供用開始を待たれている地域もあるというご意見もありましたけども、そういったことも踏まえましてですね、今後接続率の向上に向けて引き続き更に頑張っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長 他にございますか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 加藤都市整備課長。

都市整備課長 それでは、②都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、ご説明させていただきます。

まず、いかるがパークウェイについて報告させていただきます。

稲葉車瀬区間におけます、いかるがパークウェイ稲葉車瀬地区道路改良他工事につきましては、事前委員会にもご報告させていただきました以降も順調に進捗いたしております。

なお、前回に委員会におきまして、いかるがパークウェイ稲葉車瀬区間や岩瀬橋の早期完成と供用及び五百井・興留区間の事業促進が緊急の課題でもあることから、要望活動等を勢力的に行ってまいりたいと報告しておりましたことについて、先日の予算決算常任委員会の中でも少々触れさせていただきましたけれども、事業主体の奈良国道事務所、それに奈良県選出の国会議員、並びに民主党の自治体の要望窓口となっております民主党奈良県総本部地域戦略会議に対しまして、整備促進かかる要望を行ったところであります。

なお、先般、8月22日に民主党地域戦略会議が開催され、各自治体からの平成23年度の政府予算編成に向けた要望項目について、新聞報道では斑鳩町の要望についても認められ、党本部に提出されることが決められ、地域戦略会議では自治体要望の実現に向けて努力していくとのコメントが出されており、民主党県連においても、いかるがパークウェイの整備促進の必要性についてご理解をいただいているものと思っております。

以上がいかるがパークウェイに関することでございます。

次に法隆寺線整備事業について報告させていただきます。

残っております1件の用地につきましては、引き続き地権者と協議を行っております。8月25日そして9月4日には副町長も同行いただきまして交渉をさせていただいております。今月の下旬には現地で地権者の方とお会いし、代替地等の確認をさせていただく予定となっております。

今後ともできるだけ早くご理解いただけるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解たまわりますようよろしくお願いいたします。

以上が都市計画道路の整備促進に関することについての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 パークウェイについて、今、課長のほうから、奈良県選出の民主党の国会議員とですね、に要望したということで、報告があったんですけども、それに対する国のほうの正式な回答等についてはあったんでしょうかね。

都市整備 まだ、正式にはいただいておりません。

課長

委員長 他、ございますか、よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課参事。

都市整備 それでは、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて報告をさせていただきます。

課参事

前回の委員会以降におきまして、特に主だった事業の進捗がございませんけれども、北口の5号線西側においてですけれども、補償調査実施後の補償算定作業が現在引き続き進められているという状況でございます。なお、日程等の関係で補償調査が未実施となっておりました2件につきまして、調査時期が若干遅れておりましたけれども、8月26日に実施をさせていただきますして、これをもちまして対象となる全ての権利者の補償調査を終えたところでございます。また、路線東側で7月に契約いただきましたところにつきましては、昨日の時点ではございますけれども、建物等の取壊し作業がほぼ完了いただいているという状況となっております。

以上簡単ではございますが、J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することの報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

まず最初に、(1) 上下水道料金システムの更新について、理事者の報告を求めます。 清水上水道課長。

上水道課
長

上下水道料金システムの更新についてであります。この件につきましては、リース期間満了並びに保守期限の終了による上下水道料金システムの更新に伴い、検針のお知らせ票や、口座振替でない一般家庭への納付書の様式を変更するもので、従来使用しております様式に比べ、よりわかりやすいよう改良するものであります。

まず、検針票についてであります。お手元の資料2の1枚目でございますが、今までの様式ですと使用水量が2ヶ月分一括で表示されることとなっておりますが、新しい様式では各月の使用水量を表示することにより、よりわかりやすいように変更を加えました。

次に納付書の様式についてであります。資料の2枚目でございます。システムの変更にあわせ日ごろ銀行明細や案内所などでよく目にする圧着ハガキタイプに変更することにより、プライバシー保護に配慮した納付書になり、事務処理の正確化及び簡素化など、既存の会計システムと連携を行うことで、料金の未収管理が容易に行えるなど、業務の効率化にもつながることになります。

システムの切り替えにつきましては、12月検針から本番稼働できるよう事務作業をすすめているところであり、これにあわせまして住民への周知につきましては、事前に広報等により周知啓発する予定をしております、当委員会に報告させていただくものでございます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
中川委員。

中川委員 これは、変更するようになった、何か、きっかけってありましたのか。

上水道課長 変更するにあたりましては、一部住民さんから今まで2ヶ月一括でメーター数が入っておりました。その関係につきまして、使用水量と水道料金の計算がややこしいとかいうような声も聞いたところでございますので、今回につきましては、各月ごとに水量と料金がわかるように変えさせていただいたものでございます。

中川委員 旧のやつかて、10月分、11月分、金額は分かれてあるし、たいして変わらないのかなという気がしますねけれどもね。どれくらいのシステムを変更するのに費用がかかっているの。

上水道課長 今まででしたら、現行を見ていただいたら分かりますように、使用水量40立米、それで金額につきましては、それぞれ入っておりますけれど、10月分、11月分入っておりますけれども。右側の新しいやつにつきましては、使用水量40立米、これは2ヶ月に一括しておりますけれども、11月に20立米、12月20立米、こういった形に分けさせていただいておるといようなことで、なおわかりやすい形に変えさせていただいたところでございます。

委員長 今おっしゃったのは、システムを変えるのにどれくらいの費用がかかりましたかとおっしゃっています。

上水道課長 今回のシステム導入にかかります費用につきましては、ソフトウェア及びハードウェア合わせまして5年リースになります。2,860万2千円、リース月額といたしまして47万6,700円でございます。

中川委員 　ただ単に11月分20立米、12月分20立米って数字が入るだけで、2,800万円の費用をかけてすることなんかなという感覚もあるし。

上下水道
部長 　一応、更新ですので、従来契約している金額はそれから差し引かん差額は若干増えますけれども。ただ従来使っておりましたシステムに比べますと、監査のときにもよく指摘されますデータのリンク、リンク性が従来でしたら乏しいのではないかとということも改善させていただきまし、従来のデータとして、資料として、十分な整理ができるところまでできているかなと思います。で、若干、旧システムとしますと、1,840万4千円いう金額を支払いしておりましたけれども、これは、新しいシステムで改造費用も含めての値段ですので、若干高くなりますけれども、そういったことで今後、契約を進めていきたいと考えております。

委員長 　よろしいですか。　木澤委員。

木澤委員 　表示の仕方がこういうふうに月ごとに替わったということなんですけれども、基本的に計測については2ヶ月に1回なんですよ、それを半分に割っていると、そこは変わっていないんですよ。

上水道課
長 　おっしゃるとおりでございます。

木澤委員 　前々からちょっと疑問に思っていたんですけれども。そうすると11月と12月の使用料はきちんと計測できていないんで、この表示の仕方というのは本当に適正かどうかということは疑問に思うんですけれども。例えば11月に15立米使ったと、12月に25立米使っていたとか、実際にはそういうことがあるのでないかなと思うんですけれども、でも計測はそういうふうにしていないんです。こういうふうに分けてこういう11月はこういう使用でしたということよりも、2ヶ月に1回計測して、それを半分に割って、月ごとに計算してますよと、そういう説明をつけてあげ

るほうが、住民さんには理解しやすいのではないかと思いますけれども。

上下水道
部長

基本的に、検針の場合、ふた月に1回、奇数月、偶数月に分けて、方面分けて検針をしております。そうしたことで、仮に今のサンプルを見ていただきますと、40立米、2ヶ月に40立米が出ますと、単純に2で割っております。ですから、ひと月、例えば、11月に20立米、12月20立米という計算となります。それで、端数、例えば39立米出た場合には、単純に計算しますと端数が出ますけれども、その端数は片方の月に丸めてしまうという計算でお願いしております。

それで、裏面にその計算方法も、資料にはついていないんですけれども、従来から使っている検針票もそうですけれども、裏面に料金の表を添付させていただきますので、それは引き続きその状態で継続はさせていただきたいと思います。

木澤委員

これを新しくこういうふうに変わってこういうふうにすると、きちんと計測するわけではないですけれども、使っている住民さんからすると「あれって、同じように使っていないで」という疑問は出てくるかなと思うので、そういう検針の仕方をしていきますよ、というのは十分、何でそういうふうになっているのかも含めて、問い合わせ等があったときにはきちんとお答えいただきたいというのと、今回、更新されるのに、さきほど中川委員の質問の中で説明されていた、旧のシステムやって1,800何十万かで、今回更新されるのに2,860万円ということで、今回これを改訂したからシステム替わりますよというのではなしに、システムが替わるからこういうふうに変わりますという方が、僕は理解が正しいのかなと思いますけれども。そこはどうなんですか。

上水道課
長

先ほども説明させていただいておりますように、あくまでもリース期間の満了、それと保守期限の終了ということによりして、こういった形の変更をさせていただきました。そのことにより、やはり、今まで難しかったところもございまして、既存の会計システムとの連携を行うというところ

へんで、料金の収受管理、これが容易に行えるなど、業務の効率化が大きく良くなったというところにもつながっておるということでご理解いただきたいと思います。

木澤委員　　そういうことでしたら、理解をしたいと思います。

上下水道
部長　　若干補足ですけれども、データリンクの話在先ほどさせていただきましたけれども、毎月の調定、そして日々の精算調定、そして日々の収納額、調定増減額が、水道料金システムの伝票を作成する根本的なデータが完璧に仕上がるような形で調整させていただいておりますので、そういう大幅なバージョンアップをしたということをご理解いただきたいと思います。

委員長　　これ1色が2色になっていますので、ランニングコストが別途かかるということはないんでしょうね。2千8百なにかしかに含まれているわけですかね。

上下水道
部長　　すみません、検針票、これサンプルは新は赤色で記させていただいておりますけれども、実際に実施する場合は1色で、青色で実施させていただきます。これはどこが替わったかというのがわかりやすいように、表示させていただいておりますので、説明不足で申し訳ございません。

委員長　　わかりました。他によろしいですかね。

(な し)

委員長　　ないようですので、次に(2)斑鳩町景観計画の策定について、理事者の報告を求めます。加藤都市整備課長。

都政整備
課長　　それでは、報告事項の2番目、斑鳩町景観計画の策定につきまして、少々お時間をいただきまして、ご説明させていただきます。

今年5月に開催されました本委員会におきまして、ご報告させていただきました以降の状況についてであります。8月24日に第2回景観計画策定委員会を開催いたしてございまして、その内容につきましてご報告させていただきます。

資料番号3を1ページめくっていただき、「斑鳩町景観計画（骨子案）」という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。なお、今回ご用意させていただいております資料は、策定委員会で使用したものと同一のものでございます。斑鳩町景観計画の構成につきましては、この資料にございますように、序章から第4章までの5章立ての構成を考えております。

このうち、第2回策定委員会におきまして、第1章の「斑鳩町の景観特性」と第2章の「景観形成の基本方針」の内容につきまして、審議がなされたところであります。

続きまして、「第2回斑鳩町景観計画策定委員会 議事資料」という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。ページを1枚開いていただきまして、1ページ目をご覧くださいませでしょうか。

まず、「第1章 斑鳩町の景観特性」についてであります。斑鳩町のさまざまな景観を「地形」と「特徴」別に分類いたしました。まず「地形」として、山林部、丘陵部、平野部の3つに分類することができます。資料の2ページに、地形区分図を示しております。

次に5ページの「特徴」として、自然がつくりだす景観、田園がつくりだす景観、歴史がつくりだす景観、市街地がつくりだす景観、文化がつくりだす景観の5つに分類することができます。この分類をもとに、矢田丘陵北部の山林を「自然景観区域」、丘陵部から平野部に広がる農地を「田園景観区域」、世界文化遺産を中心に、周囲の山林や農地、市街地を「歴史景観区域」、集落や住宅地、鉄道駅などを中心に広がる市街地を「市街地景観区域」の4つの景観区域と、国道25号、県道奈良大和郡山斑鳩線、県道大和高田斑鳩線及びいかるがパークウェイを「道路景観軸」、大和川・竜田川・富雄川を「河川景観軸」の2つの景観軸からなる景観の構造を設定いたしました。次に、資料の8ページに、ただ今説明いたしました景観構造図を示しております。なお、委員会の審議におきましては、三代川を

河川景観軸に追加してはどうか、とのご意見をいただいておりますことから、今後事務局にてとりまとめしてまいりたいと考えております。

次に資料の13ページからは、今日の産業、及び生活の構造変化により、これまでの斑鳩町の景観に変化が生じてきており、そのなかでも景観を損なう要因を「景観の課題」としてまとめております。

課題の1つ目として、山林の管理、病虫害の発生などによる「山林の荒廃」、2つ目は、農業従事者の減少、高齢化による「耕作放棄地の増加」、3つ目は、新しい建築資材や建築様式を用いた建築が、伝統的な集落に混在することにより、歴史的な町並みに統一感が損なわれる「生活様式の変化」、4つ目は、国道・県道の沿道に見受けられる派手な色彩の施設や、屋外広告物による「沿道景観の乱れ」、5つ目は、新たな都市基盤の整備により、将来的に生み出される景観を良好なものへと誘導するための「規制等の景観形成対策」があげられます。

以上、説明いたしました景観構造による景観区域、景観軸と、景観の課題をふまえて、景観計画による斑鳩町が目指す景観形成の目標と、その目標を実現するための基本方針について定めております。

まず、景観形成の目標についてであります。A4サイズで1枚もののペーパーですけれども、「景観計画における景観形成の目標設定理由」という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。ここには、3つの景観形成の目標と、各々の設定理由を記載しており、第2回目の策定委員会にて委員の皆さまに審議、ご検討していただいた中で、「魅力ある自然・歴史・町並みが織りなす斑鳩の里の景観の保全と創出」に決定したところでございます。

次に、基本方針についてであります。「議事資料」の16ページに戻っていただけますでしょうか。ここでは、景観形成の基本方針といたしまして、先に説明いたしました4つの景観区域と、2つの景観軸ごとに「位置及び区域」と、「景観資源」と「区域の特性・課題」をまとめたうえで「基本方針」を示しております。

順に申し上げますと、初めに「自然景観区域」では、「斑鳩の歴史風土を感じる緑豊かな自然景観の保全」を基本方針といたします。次に「田園

景観区域」では、「歴史・文化・自然が一体となり、矢田丘陵を遠望する広々としたのどかな田園景観の保全」を基本方針といたします。

次に「歴史景観区域」では、「世界遺産と一体となった歴史的・文化的景観の保全」を基本方針といたします。次に「市街地景観区域」では、「斑鳩の現風景と調和した親しみのある市街地景観の形成」を基本方針といたします。次に「道路景観軸」では、「斑鳩の里へのアクセス道路にふさわしい沿道景観の形成」を基本方針といたします。次に「河川景観軸」では、「斑鳩の豊かな自然を感じ、親しみのある河川景観の保全」を基本方針といたします。以上が目標、及び基本方針についての概要を説明とさせていただきます。

続きまして、「第3章 景観形成のための方策」につきまして説明いたします。同資料の22ページをご覧くださいでしょうか。ここでは、次回の第3回策定委員会にて審議いただく第3章と第4章のうち、第3章の項目について、事務局として次回の策定委員会までにまとめる策定予定案の概要を説明させていただいております。項目として「大規模行為の景観誘導」「重点景観形成区域における景観形成」「景観資源の保全と活用」「眺望景観の保全・活用」「屋外広告物の規制・誘導」の5つでございます。なお、「重点景観形成区域における景観形成」のなかで、「幹線道路沿道区域」に関する参考資料として、「幹線道路沿道の現状」という標題の資料を、事前に委員さんには配布しております。

策定委員会の委員の方々からは、幅広くご意見をいただいているところでありまして、今後、これらの意見を策定案に反映しながら、素案の作成をすすめていくことといたしております。

また、策定状況を随時ご確認していただけるよう、策定委員会で配布いたしました資料や、議事録につきましては、斑鳩町のホームページに掲載させていただいております。最後に、次回の第3回策定委員会につきましては11月下旬に開催を予定しておりまして、「第3章 景観形成のための方策」と「第4章 景観まちづくりの推進方策」の内容につきまして、審議いただく予定となっております。

簡単ではございますが、以上で、報告事項の2番目「斑鳩町景観計画の

策定」の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
中川委員。

中川委員 床面積の大きな建築物ということで示されていますけれども、個人の、100平米から200平米までの住宅に関しては、策定された後なんら影響ないものと考えておいてよろしいでしょうか。

都市整備課長 小規模な住宅、建築物につきましては、建築面積が100平米以上の建物にも対象になってまいります。

中川委員 100平米って課長おっしゃった、30坪でざっと100平米、建売の家でもかかってくるから、具体的にどんな影響があるねやろ。

都市整備課長 申し訳ございません、説明不足で。戸建住宅は除きます。店舗等で100平米以上で、いろいろな看板とか、そういうのが設置されるのが予想されますので、そういったものを対象としていくということです。

委員長 例えば、店舗つき住宅はどうなりますか。 加藤都市整備課長。

都市整備課長 対象になります。

委員長 ほかに。 木澤委員。

木澤委員 先ほど課長、議事録等もホームページで公開しているとおっしゃっていましたが、私も確認できていないんですけれども、8月24日の分はいつホームページに掲載されるのですか。

都市整備課長 現在とりまとめをして、最終的にまだ委員さんに対して議事録の確認をいただいているところでございますので、それが完了しましたら載せさせていただきますかと思っております、ちょっといつというのは、早急に載せさせていただきますかと思っております。

木澤委員 ちょっと参考までに、「幹線道路沿道の現状」ということで資料を委員さんに見ていただいて、どんなご意見があったのかなということをお聞きしたいんですけども。

都市整備課長 幹線道路沿道の店舗等の状況というのは、第3回目の委員会の資料として、事前にちょっとお配りさせていただいているものでございますので、そういった現状を知った上でご意見をいただくということで、事前にちょっとつけさせていただいたものでございます。次回またいろんなご意見いただく予定でございます。

木澤委員 そうでしたら、また出た意見についてもホームページ等で確認していきたいというふうに思います。あと、パブリックコメントについてはどういうふうにされるんですか。

都市整備課長 とりまとめができましたら、そういった住民さんに対して説明なりの機会を設けていきたいというふうに考えております。それについては考えていきたいと思っております。

木澤委員 先日、総合計画については、まちづくりフォーラムということで、町民さんに対して説明もしながら、ああいう形で取り組んできましたけれども、こっちの景観計画についてはあそこまではできないと思いますので、パブリックコメントについて、十分に町民のみなさんのご意見をお聞きできるように、事前の周知についてはよろしくをお願いします。

委員長 ほかにございますか。 木田委員。

木田委員 建物の建っているところはよろしいねけれども、田んぼの中にとか、広告塔とか何か建っているのありますわな。あれについてはどういうふうを考えておられるかね。それと、この「幹線道路沿道の現状」というなかで、これ8月24日になっていきますけれども、この中にですね、もう閉店になったところも、写真とそして名前も出ているねけれども、こういうなんはもうちゃんと除いてこれ出すべきやと思うねんけれども。フレンドリーとかアパレックはもうあらへんですやんか。だから、それについて、やっぱり資料として出す以上は、なかったならないなりに、やっぱり削除して出していきたいなと思いますけれども。

都市整備課長 申し訳ございません。今のご意見、当然、削除させていただいて出させていたきたいと思っております。1点目の農地等のところに立っている看板等ですけれども、これにつきましては、屋外広告物条例というものが既にごございますので、そういったもので鉄道敷きから何百メートル以上離れたところまでは建てられないとかそういった規制がございますので、その条例によって規制していくことになってこようかと思っておりますけれども。ただこういう景観形成計画につきましては、国道25号とか、県道大和高田とか、そういった道路敷きにも景観に配慮していくということで、そういった景観計画についても、やはりそれなりの届出なりしていただいて、協議をして、そういった広告物を出していただくということになってこようかと思っております。

委員長 よろしいですか。他によろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(3)斑鳩町町営住宅入居者の募集状況について、理事者の報告を求めます。 今西建設課長。

建設課長 それでは報告事項（３）斑鳩町町営住宅入居者の募集についてでございますが、本年８月の広報におきまして、長田団地Ａ棟の３０４号室、長田団地Ｂ棟では２０５号室、２０９号室、２１０号室、３０４号室及び、身体障害者向け住宅でございます目安北団地１０４号室の計６戸の入居者募集を８月２７日まで行ったところでございます。

 申込みの状況でございますが、長田団地Ａ棟３０４号室は２名、長田団地Ｂ棟の２０９号室では２名、２１０号室は６名、３０４号室は２名となっております。

 また、今回より多回数落選者向け住宅といたしまして募集いたしました長田団地Ｂ棟２０５号室は１名の方の对象がございました。また、身体障害者向け住宅であります目安北団地１０４号室につきましては２名となっており、全体で１５名の申込があったところでございます。

 現在、実態調査を実施いたしまして、これら作業が終わりましたら公開抽選を行い入居者を決定していく予定でございますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

 以上、斑鳩町町営住宅入居者の募集状況についての報告とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

 （ な し ）

委員長 次に、（４）浸水対策検討会議の設置について、理事者の報告を求めます。
 今西建設課長。

建設課長 各課報告事項の（４）浸水対策検討会議の設置についてございますが、その前に、８月２７日（金）でございますが、大雨の状況につきましてまずご報告させていただきたいと思っております。

 当日は、午後３時５４分に斑鳩町に大雨・洪水注意報が発令されまして、次第に雨脚が強くなって参りましたことによりまして、富雄川、三代川等

の河川の水位や用水路の状況、住宅への浸水等の状況把握、土のうの設置等の警戒にあたりました。

その後、午後5時に大雨・洪水警報が発令されまして、同時に風水害災害警戒体制（2号警戒配備）を整えました。また、土のうの追加等の警戒体制を強化しながら、被害箇所の応急復旧を行ったところでございます。

そして、午後6時8分に大雨洪水警報が解除されたところでございます。

雨量は、降り始めの午後3時48分から午後4時までの間で19.5ミリ、4時から5時までは24.5ミリ、5時から6時までは3.5ミリで、総雨量といたしましては47.5ミリでありました。

当日の被害状況でございますが、水路等の溢水による家屋の床下浸水が、法隆寺南2丁目地内で1戸、興留3丁目地内で1戸、興留5丁目地内で3戸、興留7丁目地内では7戸の合計12戸の床下浸水が発生いたしました。

また、落雷によりまして、稲葉車瀬1丁目及び神南1丁目において、約100戸の停電をいたしたところでございます。

以上が8月27日の大雨の状況報告でございます。

続きまして、各課報告事項（4）浸水対策検討会議の設置についてでございますが、斑鳩町内の浸水被害の対処方法の検討及び計画的な対策を進めるべく、新たに総務課、都市建設部3課、下水道課で組織する「浸水対策検討会議」を設置することといたしまして、9月3日に第1回目として会議を開催したところであります。当会議の目的といたしましては、平成21年度におきまして市街化区域を対象として実施いたしました雨水調査の成果をもとに、浸水被害の軽減を図り、計画的かつ着実に浸水対策を進めることといたしております。

浸水対策の検討に関する事項といたしましては、町内の排水施設の状況把握、雨水排水施設の整備方針また事業の方向性、浸水対策基本計画（案）の策定を、今後またこれらに合わせまして水防計画についても協議することといたしております。

以上簡単ではありますが、浸水対策検討会議の設置についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。
木田委員。

木田委員

昨日の予算決算委員会の中でも、私、申し上げたんですけれども、やっぱり水害、浸水というものに対して、庁内だけでそういう会議を設置されて、それでいいのかなど。やっぱり専門家もいれて、やっぱり検討していかなければいかなのでないかなというふうに思うんですけれどもね。というのは、やっぱり流量計算もしてくれてはるということなんですけれども、実際問題として机上の計算でやっても実際にこういう集中豪雨なんかは、8月10日のときやったら3時間で74.5mm、8月27日やったら47.5mmというような、こういう降り方をしたら、なかなかそんな机上の計算だけでは、それをどうのこうのするという形にはならないと思いますので。もっと、専門家というんですか、そういう人も斑鳩町内にも仮におられるとしたら、そういう人も入っていただいでですよ、そうしてやっていただきたいなというふうに思いますねけれども。もうとにかくただ検討会議を設置したというだけで終わらはんのか、それとも、もっと前向きにですね、よそから入ったら意見もかなり出てくると思いますから、それについてですね、検討していただけるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

建設課長

この検討会議でございますが、委員もおっしゃるように、専門家の知識も当然必要となろうかと思っております。今後、昨年度の、何度も申し上げておりますが、雨水調査を実施しておりますので、それらの成果をもとに、今後、その中から問題点、地域での問題点を洗い出しながら、いろいろと検討あるいは改善の方向性を出していきたいと思っております。また、それらの検討を進めるにあたっては、必要に応じて、知識をもつコンサル等にも委託していかなんあかん状況も出てこようかと当然思っておりますので、今後、それら全体の形として、今後定期的に回数を重ねながら、そういった形で、この会議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

木田委員 会議を設置してくれはったんは、それはそれで結構なんですけれども。それに対して早急に対策を講じていただかなければ。ただ会議でそういう意見があったとか聞かされてもですね、その対策が講じなければ何にもならないと思いますので、会議とともに、できるところから、やっぱり早急にその対応していただきたいということを強くお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。 木澤委員。

木澤委員 これ計画案の策定の時期はいつごろに見込んでいるんですか。

建設課長 前回9月3日に会議を第1回目開催したところでありまして、今後、これら問題点を把握しながら検討してまいります。できるかぎり早急に、できれば今年度には素案ぐらいは作成していきたいと思っています。

木澤委員 対策としては、早急な対策が求められていると思いますので、素案の策定についてはできる限り早い案を出していただいて、特に一般質問のなかでも取り上げられているなかでお聞きしていますと、計画をつくっているところですよという答弁がありましたけれども、現状としてどういう認識で、水つく箇所もだいたい決まってきているなかで、地域地域ごとの対策というものが必要になってくると思います。先ほど木田委員がおっしゃったように、やはり専門家の知識というのは必要やと思うんです。コンサルにお願いするとおっしゃっていましたが、集中豪雨というのは、本当に最近の傾向で、これまで対策がなかったなかで、新しくどう対策していこうというところですから、その分野の先進的な方のご意見なんかは採り入れて、なおかつ、斑鳩町の事情に応じた計画をつくっていただきたいと思いますので、その点については、私もあわせて要望しておきたいと思います。

町 長 町としてもずっとこういう点については改善をしながらやってきておる

わけでございまして、われわれ地域地域で懇談会へ行きますと、特におっしゃるのが、並松地域でも、とにかく西里で50年賃貸ができてきた、自然がなくなってきたと、その水が一気に来るとか、必ずそういうことになってくるわけです。そういう関係等については、並松でも調査をしながら今現在進めておるわけでございまして。

ただ、第一地所とかですね、あるいは昨日も木田委員がおっしゃる中宮寺の関係等について、幸前の関係も、そこらも十分、検討会議で検討していかなかったら。これも第一地所でも、現状から考えますと、非常に水路の関係はよくなってきているんです。ただ集中豪雨によって、それが吸えるか、吸えないか、それは恐らくなかなか難しいと思うんです。また考えたら、関西メリヤスが取り壊されて民家が建っているわけです。あれで十何戸くらいですね、かなり建っておりますから、あの水路で果たしていけるかどうか、それと突き当たりですから、突き当たって手前で右折していくというのは、必ず3軒の家は飛び越すわけです、そのことはどう考えるのか。水路を上げるのか、上げないのか。必ず上げたら、どこかでまた沈んできますから。そういうことも十分検討しながら、コンサルとかというよりも、専門家というのは、そういう点についても、専門家は流量計算はしますけれども、しかし、70mmや50mmの予想できないような雨については、そういう点についてどうやっていくのか。やっぱり限られた水路ですから。そのへんの水路を、必ず、今、大きくもめているのは、阿波のどこでも、結局、反対側の、北側のほうを土のうを積まれたら、あるいは水路を上げられたら、結局、南側のほうは落ってくると、北側で上げられたら、南側は落ってくると、いろいろなトラブルはあるんです。

ただまあ、今、特に興留の関係等についても、あこを下を解消して、ある程度やっぱり、そういう水利組合とかそういう努力をいただいて、そういう点については改善してきた。あるいは、三代川の改修等についても、今やっぱり、県のほうについても、遅いですがけれども、何らかの足跡が見えてくるという状況ですから。このへんの関係等について、十分見ていかなければならない。

ただやっぱり一番大きい問題は、奈良市あたりで大きく雨が降りますと、

富雄川というのは水量が上がりますからね、高安西団地の方が心配されて、必ず電話がかかってくるわけですがけれども。今、斑鳩の高安の富雄川状況はということで、高安西団地と郡山土木と、説明会をしながら、警報機等を設置する、しない、そういう手立てもやっているわけですから。私はやっぱり当然、そういう点については、そういう関係については、ずっと斑鳩町の形態から考えますと、やっぱり第一地所の低い所、あるいは12号下水路、そういう点については非常に改善はしてきたものの、集中的に降る雨については、やっぱり今後の大きな対策だと。ただ住民の方々はそういうことに敏感ですから、やっぱり町の職員も非常に積極的に早く段取りをしてくれますから。私はやっぱり、そういう点については、町民の方々も喜んで、水害起こっているから怒られることは怒られますけれども、やっぱり適応にスムーズにしていだけるという対応は、町の職員もそういう意気込みでやっていただいていますから、本当にありがたいと。

これからも、お互いに、そういう点についてはいろんな勉強をしながら、できるだけ浸水の起こらない状況にしていきたいと思っております。

委員長 他、よろしいですか。 木田委員。

木田委員 今までにですね、貯留浸透事業いうんですか、かなり行われてきておりますけれども、この程度の雨で案外そないして浸水を起こすというようなことは、あまり効果を発揮していないのかなというふうに思うんですけども。

だいたいどれくらいの雨量に対して貯留浸透事業、これ天満池とか、東小学校とかいろいろ他にもありますわな、だからそこらをしはって、効果が発揮されてないように思うんですけど、その当時ではどれくらいの雨量で貯留浸透事業を進めてこられたんかね。

町長 この関係等については天満池の関係とかですね、やっぱり皆さん方に、東部土地改良区とか、皆さん方に大変ご心配をかけてですね。ただ、木田委員がおっしゃるような効果があるとかないとかの問題よりも、やっぱり私は大いに効果があると思うんです。ただ、やっぱり3時55分から15

分の間に30mmっていうのは、これは私は対応できないと思います。電車でも30mmも降りますと。ただ、問題は1時間に70mmとか80mmと言いますが、ただ、その時の瞬間的な雨っていうのは私はいっぺんに水路は必ず埋まると思いますし、やっぱり今農業関係でもですね、池を上げるそういう環境の操作がすぐできればいいんですけども、突発的な雨ですから、その辺のバケツぶちまけた雨が10分でも15分でも続いたら私はなかなかそういう点について大きな問題になっているのは、やっぱり並松地域、それから第一地所の関係の12号下水路、あるいは阿波の地域ですね、そういう点が、以前も五丁町のところも水害起こったりいろいろあって、水路の関係を改修いただいたということで、地元の方々の努力もあるわけですから。やっぱりそういう、地元もそういう協力をしていただかなかつたらなかなかできない。やっぱり木田委員のおっしゃるように1時間に何ミリというのじゃなしに、瞬間的に、3時55分から4時15分の間にはですね、30mm降ったわけですから。もう普通から言うたら、つかないわけですけども、もうそら第一地所のところも突き当って跳ね返ってくる、オーバーフローしてくる、家が低いですから。そしたら土のう積もうかということで、あの吉本さんとか、んさんの、あの辺はやってますけども、やっぱりその効果は非常に私はあると思います。以前から本当言ったら第一地所やったらほとんど水ついたんです。今それが、ごくごく一部っていうんか、かなりあそこに対してはお金を掛けたと思いますし、水路改修もしてきたと思います。やっぱり木田委員もご指摘のように貯水量の関係、天満池とかそういう関係等については、やっぱり非常にありがたいことだと思います。やっぱり上流部ですから、やっぱり一番機能しているのはいかるが溜池だと思います。溜池が洪水池の関係等についてはあそこで水を貯めていただきますから。ただ、やっぱり問題は和川等が増水してきたら、あるいは溜池が耐えられない時には放流するとなってきたら、やっぱり神南の樋門をおのずと閉めないかんということで、内水排除ですから、必ず水が昭和57年のようにですね、ずっと押し寄せてくるという現状ですから。やっぱりその辺のことも十分考えていかなかつたら、昭和57年のあの大水害からですね、やっぱり皆さん、教訓としてできる

だけ皆さんそういう点については配慮してきたと思いますし、われわれとしても、住民の方々の協力によってですね、できるだけ、最小限にくい止めていこうということですから、われわれとしては検討会議をしながら、やっぱり今の問題のところをどうしていくか、そういうことも十分考えながらですね、これからの大きな課題だと私は思っています。

委員長 よろしいですか。 辻委員。

辻委員 これ今、浸水対策検討会議ということでしたいておられますけども、これも担当課、たぶん建設課が担当はされてますけども。並松で今町長が言うように調査もしています。職員の手が足りないのではないかと考えます。先日も課長自ら来て、測量も調査をされていますし。本来でしたら職員が来てってというのがこれは建前ですけども、なかなかこの今、建設課の対応といったら職員不足というのか、その辺で、以前でしたら建設課は道路新設とかあんなんで、いろいろ業者任せの工事が多いのですけども、今はほとんど道路の維持課みたいな感じになってます。維持課と言いますと、例えば住民から電話かかってきて、ここが陥没したとか水路がこうなっているとかがいったらいろいろ苦情も出てきます。即座に走って、現場に駆けつけるということが、今現在してもらってますけども、これらいろいろ今後出てくるのではないかと考えていますし、またこれ浸水対策といってもかなり、会議はしますけども、やっぱり現場に行こうと思ったら1人では無理やろうし。その辺の今後来年度に向けて職員の配置と、維持課ですので、以前でしたら維持の関係でしたら予算はたぶんあまり予算計上されてなかったと思いますけども、できるだけ住民の要望に応えるようなような格好で予算の確保も、町長が掲げてる福祉も大事ですけども、やっぱり住みよいまちづくりということで、やっぱり予算の確保もお願いしながら職員の配置も適正に今後要望させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長 他、よろしいですか。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございますか。
清水上水道課長。

上水道課長 各課報告事項のその他になりますがコンビニ収納・ペイジー収納検討会議の設置についてご報告を申し上げます。インターネットをはじめとする情報通信技術の飛躍的な発展に伴い、地方公共団体においても、行政サービスの高度化や効率的な行政運営を実現するために、情報化施策を総合的に推進していくことが求められております。

現在、税金・水道料金等を支払う場合には、口座振替などの一部のケースを除くと、納入義務者の方が金融機関か町の窓口に出向いて現金で支払う必要があることから、どうしても時間的・場所的な制約を受けることとなっています。

しかしながら、近年においては、時間的・場所的な制限を軽減するために、コンビニエンスストアでの支払やインターネットバンキングを利用した支払い、いわゆるコンビニ収納・ペイジー収納の利用が、民間サービス事業者を中心に急速に普及しており、地方公共団体においても、利用可能な団体がでてきております。

このことから、本町におきましても、住民サービスの向上に向け、効果的な収納方法の導入を検討するため、去る9月3日に、税務課・国保医療課・上水道課・会計室のメンバーによる第1回目のコンビニ収納・ペイジー収納検討会議を開催したところでございます。

今後、関係機関と協議を行うなかで、コンビニ収納・ペイジー収納導入に係る経費、事務事業への影響等について調査・研究を行い、新たな収納方法の導入について検討を行っていく予定でございます。

以上、簡単ですけれども報告とさせていただきます。

委員長 他、よろしいですかね。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項については、これで終わります。
次に、その他について、各委員から質疑意見等ありましたらお受けしてまいりたいと思います。 木田委員。

木田委員 1点だけなんですけれども、昨日の決算委員会です、史跡指定地にされておる中宮寺跡地の中の中宮寺池にですね、町は水というんですか、水路を引っ張って活用するというようなことをおっしゃったと思いますけれども、史跡指定されているようなところへそういうことできるのかどうかですね。やっぱりどこやらでも古墳削った、それ回復せないかんとかいうようなことがあるから、その普通の流れというんですか、溝みたいなのやったらいけるのかどうか、それについてですな、まあしていただくというような回答だったんで、喜んでおるけれども。いや、ちょっと考えたら史跡指定受けたところは、いろてええもんかどうかですわな。だからその点についてどうですやろ。

町 長 昨日の委員会での黒崎課長の答弁は、中宮寺池の関係等について、その池のことを検討しながらですね、十分配慮して、という答弁をされてますから、必ず水路を作るという約束は、恐らく黒崎課長はしていないと思います。

やっぱり検討せんと、やっぱり、木田委員がご指摘の史跡ですから、史跡地を荒らすことはできませんし、それ以外のところで可能であるのか、そういうところはやっぱり考えていかんので、黒崎課長の答弁は恐らくそういう点も踏まえたことで、今後検討していきたいと、第3次の発掘調査が終わった後についての、これから修景修合の関係等について整地をしていく中で、水路の関係等については検討してまいりたいということですので。特に、木田委員のご指摘のように史跡をいらうということは、なかなか、国の方も、今御所のゴルフ場の問題も出てますように、非常に大きな問題

ですから、そういうことについては十分検討させていただいて、そういう昨日のご指摘のような関係等については、十分検討しながらですね、水路がうまくいけるような関係になるのかならないのか、そういうことも十分検討させていただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。他、委員さんございますか。よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、最初の陳情第4号に戻りますけども、政府に出す意見書の内容についてですけれども、意見書をちょっと見ていただきたいと思いますんですが、政府に対して40万トンの買い上げを緊急に行うと、それと2番目は米価の下落対策をただちに講ずることと、そして3番目に政府において抜本的な農業政策の見直しを行うことと、3番目を追加したわけなんですけども、これ本文に戻りますと、3番目の追加事項を本文にも入れておかないと整合性がないように思われますので、上の本文の一番下にですね、「過剰米を40万トン程度緊急に買い入れるとともに、政府が抜本的な農業政策の見直しを行うことが必要であると考えます」というふうな文言を追加させていただきたいのですが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。これをもって各委員からの質疑もございませんので、締め切りしたいと思います。

続きまして、継続審査案件ですけども、継続審査についてお諮りいたします。お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお取り計らいをお願いいたします。

次に、先進地視察についてでございますが、委員より、浸水対策や商業活性化についてなど、視察のご希望をお聞きしまして、できるだけ委員皆様のご希望に添うような視察先を検討いたしましたところ、お手元に資料を配布させていただいておりますように、視察先を選ばせていただきました。

石川県七尾市においては、大型店進出などにより空洞化した商店街を商店街関係者や地域住民が一体となって、観光によるにぎわいづくり、まちづくりを推進されており、参考になるのではないかと考えました。

また、石川県内灘町は、当町と財政規模等が近い市町村で、独自の浸水対策を推進しておられ、ぜひ、実際に内灘町で取り組みを勉強したいと考えたものです。

そのようなことから、今回、視察先として選定をさせていただきました。

視察日については、10月27日（水）から10月28日（木）で、27日朝に斑鳩町を出発しまして、午後から七尾市を視察し、視察後宿泊。翌朝、内灘町を視察したいと考えております。

以上が先進地視察計画の概要でございますが、ただ今申し上げましたように、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布いたしております先進地視察計画書のとおり、先進地視察を実施することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、先進地視察計画書のとおり、手続きをとっていただけますよう、お取り計らいをお願いいたします。

なお、浸水対策について内灘町へ視察もいたしますけれども、斑鳩町内の浸水被害のありました箇所被害状況、また現場の状況など、当委員会として把握をしておきたいと思っておりますので、この後、委員会終了後に法隆

寺南、興留地区の浸水被害のありました箇所の現地調査を行いますので、委員皆さんには、お疲れのところではございますが、ご参加をお願いいたします。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時36分 閉会)